

病児・病後児保育室「こぐま」入室基準

令和7年7月改訂

入室不可

第1種感染症	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ熱,痘瘡,ペスト,マールブルグ熱, ラッサ熱,ポリオ,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群,鳥インフルエンザ ※上記のほか、新型インフルエンザ等感染症,指定感染症および新感染症
第2種感染症	百日咳,麻しん,流行性耳下腺炎(おたふくかぜ),風しん,水痘(みずぼうそう), 結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種感染症	コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸炎,腸チフス,パラチフス,流行性角結膜炎 (はやり目),急性出血性結膜炎

※COVID-19に罹患している場合は入室できません

入室可能 もしくは 条件によって入室可能な疾患

疾患	条件
ウイルス性肝炎 伝染性紅斑(りんご病) ヘルパンギーナ アタマジラミ 水いぼ 川崎病の疑い	入室可
手足口病	食事がとれる、水疱が破れ液体が出ている部分を被覆材 (ガーゼや洋服等)で覆うことができる場合は可。
マイコプラズマ感染症	マスク装着できるなら可。
伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆うことができれば可。眼囲など覆えない場合は不可。
流行性嘔吐下痢症 感染性胃腸炎(ノロ、ロタ)	真夜中(0時)から当日朝まで嘔吐がなければ入室可。 入室後に嘔吐がある場合には退室とする。
咽頭アデノウイルス感染症	眼の症状がなければ入室可。
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	同時入室者に1歳児未満の児がいる場合は不可。
インフルエンザ	解熱後48時間以上経過していれば可。
溶連菌感染症	抗菌薬を飲み始めて24時間以上経過していれば可。